

令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和7年12月19日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和7年12月19日（金）午後1時30分開議

第 1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第128号から議案第133号まで、議案第143号、議案第149号、議案第150号、議案第155号から議案第157号まで

（市民厚生常任委員会分）

議案第134号から議案第139号まで、議案第144号、議案第151号から議案第154号まで、議案第158号から議案第164号まで、陳情第8号、陳情第9号

（産業建設常任委員会分）

議案第140号から議案第142号まで、議案第145号から議案第148号まで、陳情第5号から陳情第7号まで

第 2 発議案第10号

第 3 発議案第11号

第 4 発議案第12号

第 5 議会基本条例特別委員会の最終報告

第 6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡	辺	竜	五	君	副市長	鬼	澤	佳	弘	君	
教育長	香	遠	正	浩	君	総務部長	岩	崎	洋	昭	君	
企画部長	北	見	太	志	君	財務部長	平	山	栄	祐	君	
市民生活部長	市	橋	法	子	君	社会福祉部長	吉	川		明	君	
地域振興部長	門	田		靖	君	農林水産部長	中	川	克	典	君	
観光文化部長	小	林	大	吾	君	建設部長	佐	々	木	雅	彦	君
教育次長	笠	井	貴	弘	君	消防長	中	野	照	之	君	
上下水道長	増	家	由	季	君	両津病院院長	倉	内		学	君	
選挙管理委員会事務局次長	川	上	大	吾	君							

事務局職員出席者

事務局長	中	川	雅	史	君	事務局次長	服	部	真	樹	君	
議事調査係	池		秀	和	君	議事調査係	余	湖	巳	和	寿	君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日のデータは、今定例会のフォルダーの中にアップしたとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第128号から議案第133号まで、議案第143号、議案第149号、議案第150号、議案第155号から議案第157号まで

（市民厚生常任委員会分）

議案第134号から議案第139号まで、議案第144号、議案第151号から議案第154号まで、議案第158号から議案第164号まで、陳情第8号、陳情第9号

（産業建設常任委員会分）

議案第140号から議案第142号まで、議案第145号から議案第148号まで、陳情第5号から陳情第7号まで

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会は審査の結果、議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）については賛成多数で、そのほかの付託案件についてはいずれも全会一致で可決すべきものとして決定をいたしました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

最初に、佐藤定君の反対討論を許します。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君） 市民クラブ、佐藤定です。議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

まず申し上げたいのは、支所は単なる行政窓口ではないという点です。支所は地域住民の生活に最も近い場所で、行政へのアクセス、地域課題の把握、災害時の初動対応、自治会や地域運営組織との調整など、住民自治を支える中核的機能を担ってきました。

第1に、住民自治の後退という大きな問題です。地方自治法第1条の2は、地方公共団体の役割を住民

の福祉の増進と明確に定めています。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであります。しかし、本議案は住民の利便性を高めるものではなく、明らかに低下させる内容です。佐渡市は、広域、離島、中山間地域、高齢化の進行、全国でも特に厳しい条件を抱えています。このような地域において支所機能を弱体化させることは、住民の行政へのアクセス権を事実上奪う行為に等しいと言わざるを得ません。高齢者、免許返納者、公共交通が乏しい地域の住民、子育て世代、最も行政支援を必要とする人ほど影響を受けます。これは、住民自治の理念に真っ向から反対しています。

第2に、災害対応力の低下という看過できない問題です。支所は、災害時の現地拠点です。被害状況の把握、避難所の開設、安否確認、消防団との連携、これらは常時地域に職員が配置されているからこそ可能であります。災害発生時には出身地区の職員が市民センターに出勤する体制を整備し、初動態勢を強化するという説明がなされていますが、道路寸断、通信障害が起こり得る佐渡市の状況を直視していません。支所機能の弱体化は災害対応の初動を遅らせ、結果として住民の生命、安全に直結する問題であります。

第3に、行政効率化という名の見せかけの削減である点です。確かに支所機能を縮小すれば、短期的には人件費は減るかもしれませんが、しかし、本庁窓口の混雑、住民からの問合せ、苦情の増加、地域課題の把握の遅れ、人口流出の加速といった隠れコストが中長期的に増大することは、全国の自治体事例から明らかであります。安上がりに見える施策ほど後から高くつきます。これが地方行政の現場で繰り返されてきた教訓であります。

第4に、決定プロセスの重大な問題です。本議案の提出に当たり、住民から支所や行政サービスセンターの聞き取りや説明会は行われたのでしょうか。支所ごとの利用実態や影響分析はされたのでしょうか。これらが極めて不十分あるいは欠けていると言わざるを得ません。支所機能は、地域住民に直結する重要な行政サービスです。それを住民への十分な説明、意見聴取なしに変更することは、行政手続としても問題があります。

第5に、地域間格差を拡大させる危険性です。支所が弱体化すれば、本庁に近い地域は便利に、遠隔地は不便にという明確な地域間格差が生まれます。これは、この地域は後回しにされる、市はこの地域を維持するつもりがないというメッセージとして住民に受け取られかねません。結果として過疎化、高齢化がさらに進行し、佐渡市全体の持続可能性を損なうこととなります。

結びに、支所機能の在り方について、見直しや改善の議論そのものを否定するものではありません。しかし、住民自治、災害対応、地域の実情、公平性、丁寧な合意形成、これらを欠いたまま進める支所機能の弱体化には断固として反対です。今必要なものは、削ることありきではなく、どうすれば地域を支え続けられるかという視点での再検討であります。

よって、私は議案第128号に反対することを再度表明し、討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 次に、中川健二君の反対討論を許します。

中川健二君。

〔10番 中川健二君登壇〕

○10番（中川健二君） 佐渡の声会派の中川健二です。議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

行政組織条例は市の根幹を定めるものであり、十分な市民、職員への説明と検証が不可欠。今回の改正は短期間で審議されており、市民参加やパブリックコメントの機会が不十分であり、組織改編が形だけの効率化に終わり、現場の混乱を招くおそれがあります。特に高齢者や交通弱者が多い佐渡市では、アクセスの悪化が生活に直結する場合があります。効率化よりも市民に寄り添う行政が優先されるべきです。

支所の配置は、20年前の市町村合併のとき、一極集中を防ぎ、地域特性を生かした佐渡市の統合を目指した結果だと思えます。今回の支所廃止の組織改編は地域の声が目立つ危険性があり、組織改編は地域特性を反映した形で進めるべきです。今回の画一的な組織改編では、こうした課題に対応できず、住民サービスの低下が懸念されます。行政組織条例の制定は市民生活に直結する重大な決定で、現段階での改正は拙速かつ不透明であり、市民サービスの低下、職員負担増、地域特性軽視の懸念が大きいため、議案第128号には反対し、再検討と市民参加の拡充を強く求めます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） 中川健二君の討論を終結いたします。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。ただいま議題となっています佐渡市行政組織条例等の一部改正について、反対の討論を行います。

3番目なものですからほとんど言われて、何をしゃべるかずっと考えていましたが、今回のこの組織条例の改正の全体像、1つは市長部局にある福祉行政の保育など、子ども若者課の業務を主管課として教育委員会に肩代わりをさせるというものです。

そして、2つ目が、現在両津支所にいる教育委員会を本庁に移転させる。両津支所は、あそこのセンターも含めて教育委員会が入る前提で約24.6億円をかけた建物であります。

3点目が、2人の反対討論の中にもありましたが、現在両津、相川、羽茂に3つの支所がありますが、この支所をなくする、つまり全て出張所化になるというのが今回のこの議案の全体像であります。

反対の理由、まず1つ。一般質問でも取り上げましたが、福祉の保育行政を教育委員会に移管、主管課とすることです。これが法的に瑕疵があるのではないかとことです。提案理由では、地方自治法第180条の2、そして児童福祉法第32条の第3項をもっともらしい理由にしておりますが、法体系上見たらそれよりも上の児童福祉法がどうなっているのか、教育委員会が成り立っている法律がどうなっているのか、この問題からひもといていかなければならないです。ちなみに地方自治法第180条の2の解釈も間違っていますが、ほかの解釈で言うならば保育行政を行政委員会である選挙管理委員会でもやれるということになってしまいます。これ間違っていますが、児童福祉法第32条の第3項は、あくまでも市長の代わりに教育委員会に行わせることという規定であって、主管課をやるという規定ではありません。そういう点では、主管課となれば公権力の強制力が伴った行政処分も行われますから、違法であればこれは全くおかしいということになってしまいます。地方自治法第14条では、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるという規定をされているものであります。私は、ここについて極めて疑義があるというふうに思います。

付け加えておけば、本会議での教育長の答弁、また委員会での教育次長の答弁など、教育委員会制度を全く理解していない。地方自治の中では多元主義、市長という一つの頭、教育委員会という一つの頭、こういうのがいっぱいあって、多元主義で全体が成り立っているというのが地方自治の仕組みでございます。しかも、教育行政には市長は介入できないというのが教育行政の大きな柱であります。照会もしましたが、文部科学省によれば、市長からの独立、そして教育委員の合議制によって、その範疇の中でしか教育長は動けない。そして、もう一つが、住民の意思決定、レイマン・コントロールというのですが、これが教育委員会の特性なのです。何度も言いましたが、今子育てや人口減少のところでいっぱい矢を打つのが必要です、急いで。市長部局ならばすぐ打てます。ところが、教育委員会に行けば今度は教育委員会が主管課ですから、教育委員会の中で議論をした結果としてこれをどうするかと話になるのです。それに基づいて保育行政などが運営されるということでもあります。もちろん事故などがあれば、一体どこに責任の所在が問われるのか、このことも私は重大な問題だというふうに思います。皆さん方がそれでやるというのならやればいいのですが、法的に私は瑕疵があるのではないかとということで1つは賛成しかねるということでございます。

最後に、一言この問題で言っておきたいのは、教育委員会は昨年、本来教育委員会の事務である文化、スポーツを執行部に上げましたよね。そして、今度は本来の事務ではない保育行政を持っていく。私は、教育委員会はどのような矜持に立っているのか、鋭く問いたいと思います。

さて、支所問題についても若干触れておきます。先ほどお二人が大分触れたので、基本的にあまり言うことはないのですが、佐渡市合併以降、この広大な地域の中で、人口が減っていく中で地域をどう盛り立てていくのか、このことがすごく問われて、支所問題というのは平成22年だったと思いますが、平成22年に3つの支所とその他の行政サービスセンターで動いてきました。これだけ重大なものですから、先ほどもありましたが、やはり住民との対話の中で、なくすならなくすでもいいのだ、どういうふうにしたら一番地域よくなるのだろうか、こういう知恵を出すところに私は地方自治の本旨があるというふうに思っております。3つの支所をなくして出張所にする。支所はどうなるかということ、現在5つの係があるのが2つの係になるということです。先ほども地域防災の点で、さあ、どうなのだと話ありましたが、当面は人数を減らさない、ゆでガエルのように気がついたら減っているということになるのだと私は思います。

とりわけ、これも指摘をしておきましたが、近年自然災害が非常に増えております。そういった点では、出先機関の役割極めて重要です。令和6年修正をされている現在の地域防災計画では、支所関連、行政サービス関連が第1章のところに出て、第1章から第2章に書かれています。そして、第3章では、行政サービスセンターなどの配置と任務の明記をまだされています。支所長の役割や支所の職員、地区支部班の役割についても、同条の中で役割分掌の中で表で示されております。やはりこういったこともしっかり私は変える必要があるな、このことを強く指摘をしておきたいと思います。

この組織改編の問題ではっきり言っておきたいのは、一般質問の中でも取り上げましたが、国が地方創生の文脈で各地域における人口減少、そして行政が手薄になっているところ、それどうするかといったときに、小さな拠点というもので盛り上げようではないかというのが地方創生の文脈でした。その文脈から発展をして、行政サイドの視点から2024年9月に指定地域共同活動団体制度というものが出来上がりました。

た。小さな拠点というのは財政支援ないのだけれども、一般質問の答弁でもありましたが、この共同活動団体については立ち上げのときの財政支援もあれば活動の支援の財政支援もあって、そして行政とも絡んでやっていく。先ほども言われましたが、これから除雪の季節になります。困っている方の細い道なんかもこういったことでやると。答弁では、令和6年では8,193団体、市町村数では893団体がもうやっているのです。

そしてもう一つ、佐渡市の最上位計画である総合計画は来年5年を迎えます。5年のスパンですから、来年度これまでの5年間をきっちり総括して、今後の5年間どうやるのだという計画を立てるのが来年度なのです。先ほど言いました指定地域共同活動団体制度、これもありますから、こういったものも併せながら、住民と知恵出しながら、どれが一番いいのだろうか、何が困っているだろうか、災害増えているな、お年寄りが除雪で困っているな、どうしようかという知恵を私はやるべきだったということを指摘しておきたいというふうに思います。

冒頭に言いましたが、表玄関でもある両津支所は、24.6億円かけた施設であります。この施設が本当にどうなるか、地域のためにも役立つし、佐渡のためにも役立つそうした施設になるようなことも住民と知恵を出してやっていくべきだったなということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第128号についての討論を終結いたします。

議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第128号は原案のとおり可決されました。

これより議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての討論に入ります。

荒井眞理君の反対討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 社民党会派の荒井眞理です。議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について、反対討論を行います。

この補正予算の中には、7月に行われました参議院選に係る経費が含まれています。この7月の参議院選挙においては、有権者の皆さんの中には気づかれた方、あるいは気づかれなかった方もおられたかと思いますが、誰に投票するのかを決める民主主義にとって一番大切な根幹である、重要な情報である選挙公報を受け取らなかった有権者がほとんどおられたのではないかと推測いたします。国政選挙において選挙公報は、公職選挙法第167条、第170条に、この国政選挙、衆議院選ないしは参議院選では選挙公報の発行が義務であるということが記されています。そして、投票の2日前までには有権者のいる世帯へ配布することが規定されています。配布の漏れや遅れが公平な投票行動を損なう原因になるため、全戸に届けるのが基本です。

この基本がなぜ佐渡市で急に変更になったのか。この重大な変更は、議会にも事前に報告や相談なく、市報「さど」の小さな一角にほんのこれだけです。これだけのスペースに、五、六行ですね。もうちょっとあるかもしれませんが、載せられたのみで選挙の日を迎えてしまいました。ですから、選挙公報について何が起きているのか、ほとんどの有権者はこの佐渡島内において知らない状況で選挙の日を迎えたのです。佐渡市の有権者がほとんど選挙公報を手にしなかったのは、佐渡市選挙管理委員会として大きな反省点があったのではないかと受け止めます。しかし、どうしてこのようになったのか、選挙管理事務を担った立場からの反省もおわび何も聞かされませんでした。民主主義の根幹をへし折るような事態ではないでしょうか。選挙公報紙を受け取らなくても投票に行ってくださいと言わんばかりの参議院選が佐渡市内で実施されたに等しかったと言わざるを得ません。

この点についてこの補正予算のときに私もお聞きしましたがけれども、荒井議員が当時いろいろ言ったことは改善しましたと、このように説明されました。しかし、有権者がどのような反応だったのか、私が何と言ったかという個人の問題ではないのです。私は当日、選挙公報がどこにあるのか全く分からない。そして、尋ねたら、今持ってきますと言われました。そうしたら棚の中にあって、職員しか取りに行かれないところに置いてあるのです、選挙公報が。これでは困るではないですかと言ったら、本庁に相談して聞いてみますと、こういう感じです。では、選挙管理委員会は、この選挙公報とは一体どういうものであるかということをきちんと説明しているのかと。ここにこう書いてありますと、書いてあるもの、書き物を見せていただきましたが、こんな重大なことなのにこれだけの紙面に小さな文字でたたた、たたたと書いてあるだけです。これでは今までどおり選挙公報来るとして待っている方の目には入りません。

今度ほかの施設に置いてありますというので、図書館に行きました。図書館の目につくところに置いてありました。あっ、これならまだいいと思いましたがけれども、このやり方について私が少し申し上げたところ逆のことが起きて、図書館では公民館のスタンドには立てないよという指示が出たということで逆に引っ込められてしまいました。一体なぜこんな混乱したようなことが起きたのか。これからも反省がなければこのようなやり方をするのではないかということの意味しています。

なお、なぜ新聞折り込みと市の施設に配置しただけなのか。理由はこうでした。嘱託員が配布したくないと言っているとのこと。極端な言い方ですよ。非常に極端な言い方です。困ると、これだけのことを急にたくさんやらなければいけない。というのは、嘱託員の方は毎月10日には嘱託の方々に付託されるものがある。そのほかに選挙の日程を意識して急いで配らなければいけない。非常に大きな負担であるということです。嘱託員は佐渡島内約600名いるとのことですが、ではそのうちの何人が困ると言っておられるのか、それをお聞きしたらそれは把握していないということなのです。つまり600名近くいるうちの5名が大変だと言っているのかもしれませんが。あるいは、10名かもしれません。しかし、その30倍の方々が大丈夫だと言っておられるならば、このように事前の広報がたったの数行で変えられるような、こんな事態に持っていくことはなかったのではないのでしょうか。どの嘱託の方がどう困っているのか、解決方法はほかにないのか、そして幾つの集落が困っていてどう考えているのか、その調査も把握もしないで一部の嘱託員を理由に説明するのは、選挙管理委員会としてやり方が間違っているとわざわざるを得ません。本来選挙管理委員会は、民主主義の根幹であることをきちんと説明し、有権者の権利と一緒に守りましょうと、よろしくお祈りしますと、公平性を確保することはとても大切だと、このような重要なポイントを

囑託の方々に丁寧に説明をし、協力を仰ぐのが本筋ではなかったでしょうか。このような説明を私はこの予算審査の間に聞きたかったと思いますが、このような反省がなかったことは大変遺憾です。

なお、これから囑託の方々に広報の配布物をお願いすることはやめていこうという方針を佐渡市が持ちつつあるようなことをお聞きしています。これは囑託の皆さんの耳にも入ると思いますが、民主主義を守るということは、地域の皆で同じ情報を持ち、そしてそのことをどうしようかと考えることでもあります。事柄の効率のよさ、そういう問題ではない。このことを今回のこの参議院選という大事な選挙を前にないがしろにしたこと、これをもって私はこの姿勢を認めるわけにいかないと思って反対討論をいたしました。これに必ずしも皆さん賛同できないかもしれませんが、これは大変な事態だと思って賛同していただけましたらぜひこの予算を、参議院選の選挙費の返還するというような余裕があったなら改善するべきであったというところで、皆さんの反対の賛同を呼びかけたいと思います。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第150号についての討論を終結いたします。

議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第150号は原案のとおり可決されました。

これより議案第128号、議案第150号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会は審査の結果、陳情第9号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情については賛成多数で可決、その他の付託案件についてはいずれも全会一致で可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第137号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

荒井真理君の質疑を許します。

荒井真理君。

○13番（荒井眞理君） 佐藤委員長に質疑をいたします。

これは、本来保育をしないことが明らかな保育園は廃止にするということが手続として正しかったと思います。にもかかわらず、建物の老朽化を見るまで廃止にしなかったという特別な理由があったと見受けられましたか。また、今後このような手続を取ることが適正であると判断しておられるでしょうか、お尋ねです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 質疑についてお答えいたします。

当園は、長期休園、平成13年から休園となっております。この間、園舎の活用ということで地域とは随時協議を進めてきておりました。この質疑にありますような老朽化の廃止というような特別な理由のわけではありません。地域との協議を随時進めてきた結果、今回の提案となったものであります。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 地域で保育とは別のことに使うということです。しかし、保育園としてこれからも続けるという場合は、この建物に対して国からの補助をいただくとか、また別の手続も発生してきます。そういうことは、国にとっては逆に言うと、これからは保育はこれからはしないであろう保育園についても同様に保育はしないけれども、廃止にしないという園を残すこと、これもいいという前例に私はなるのではないかと懸念しています。これは適正ではないのではないかと、私はそう思いますけれども、これについてはどのように皆さんで審議されたのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） ただいまの御指摘の質疑はしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第137号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第137号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより陳情第9号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

陳情第9号を採択することは可決されました。

これより議案第137号、陳情第9号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会の審査の結果、議案第141号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数で可決、陳情第5号 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについての陳情、陳情第7号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出についての陳情は不採択、陳情第6号 地方創生施策における中高年層およびひとり親世帯の多様な雇用機会の確保と公的支援の柔軟な拡充を求める陳情は趣旨採択、その他の付託案件についてはいずれも全会一致で可決すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより議案第141号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。反対討論を行います。

今ほど委員長の報告にもあった市政事務嘱託員等の設置条例の改正、具体的に言うと農業関係の農事連絡員をやめるとのことなのです。つまり農業関係の文書を各集落へ配っている部分。農事連絡員は393名で、文書配布戸数は7,740戸だそうです。今年度の当初予算額でいうと604万6,000円というものをなくするというのでございます。

幾つか聞いてみました。文書配布をやめるということで、農業関係の。65歳以上が佐渡農業の軸ですから、SNSで見るとか云々というのなかなか厳しいという声も聞きました。また、新政権下でも農業が大きく変わる部分がありますから、どういうことになるのだろうか、非常に心配だと。テレビ見たり、いろいろなもの見ている。チラシも見たりして対応する。だから、なくすると困るなど、こんな声をいただきました。ある方には、これがおまえたち佐渡市のいうプライマリーバランスの経費削減なのかと。違うだろうと。高齢者が農業の軸やっているのだから、もうちょっとそこに優しく、もうちょっと考えてほしいなど、こういう声がありました。これとは別なのでしょうけれども、こういう声もいただきました。経費削減すごいなど。今月号の市報の裏には、門松が配られなくなって、市報の裏にあって、それを切っただけと。おまえたちは一年の節目をこんなふう考えているのかという、これも経費削減かというお電話も私はいただきました。

農事連絡員だけではなく、今定例会の皆さんには示されていますが、再来年、令和9年1月から嘱託員

を通じての回覧文書や配布は全面廃止をするというのがもう方針として出ています。令和6年度の決算額でいうと、585嘱託員、いわゆる区長とかいろいろなのいる。1万8,404世帯で、トータル予算にしますと2,685万7,563円をほとんど落とすというのが今の計画になっています。そういったものになってくるのかなというふうにちょっと思っていますが、やはりこれとて、先ほどの行政組織条例がありました、やっぱり地域のみなと話して、確かなにしなければならない方がいいよと、ある方から今日SNSでいただきました。いいけれども、あれ配ることによって高齢者の、その集落の見回りにもなっているし、コミュニティー破壊だな、こんなメッセージもいただきましたが、やはり配るのなければなくてもそれは楽なのだけれども、本当どうやってコミュニティーつくっていくのだから、住民とどうつながるのだから、このことが大きく問われるのが、この第1弾である農事連絡員の削減というふうに捉えます。そういった点では、これはぜひ再考すべきだということで反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第141号についての討論を終結いたします。

議案第141号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第141号は原案のとおり可決されました。

これより議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての討論に入ります。

山本健二君の反対討論を許します。

山本健二君。

〔7番 山本健二君登壇〕

○7番（山本健二君） 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について、特に赤泊農林水産体験宿泊施設サンライズ城が浜の指定管理料及び管理運営の在り方について、反対の立場から討論を行います。

第1に、指定管理料の算定基準と実際の支払い額についてです。資料によれば、指定管理料の算定総額は年間1,983万9,000円とされています。しかしながら、実際に支払われる指定管理料は2,000万円と約16万円の開きが生じています。僅かな差と思われるかもしれませんが、公金は一円たりともおろそかにしてはなりません。

第2に、佐渡観光交流機構や地域住民との連携を強化し、誘客を促進することで宿泊事業者収入の増加が十分に期待できるはずですが。

第3に、指定された事業者自身、今後の運営努力により3年後には指定管理料をゼロ円まで削減したいという高い目標を挙げています。これは、事業者側の現在の管理料水準には改善の余地があるということです。よって、本議案には賛成いたしかねます。

議員各位におかれましては、慎重な御判断をいただき、本議案に反対されますよう強くお願い申し上げます。

ます。自分の反対討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第146号についての討論を終結いたします。

議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第146号は原案のとおり可決されました。

これより議案第148号 財産の無償譲渡について（佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権）についての討論に入ります。

山本健二君の反対討論を許します。

山本健二君。

〔7番 山本健二君登壇〕

○7番（山本健二君） 議案第148号に対し、反対の立場から討論を行います。

本議案は、佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権の無償譲渡に関するものと承知しておりますが、以下の2つの観点から市民生活及び地域経済に重大な懸念を残すものと言わざるを得ません。

第1に、施設の修繕費が多額にかかり、市の財政を圧迫しているという点は理解できます。しかし、赤字だからといって即座に無償譲渡するのではなく、まずは給水を受ける事業者側と協議し、受益者負担の原則に基づいた修繕費の補填を求めるべきです。官民が協力し、維持コストを分担するスキームを構築することが建設的な解決策ではないでしょうか。

第2に、給水パイプは県道に埋設されています。周知のとおり、県道は公共の重要なインフラであり、万が一地震や豪雨などの災害でパイプが破損した場合、その影響は単なる給水停止にはとどまりません。二次災害を招くおそれがあります。危機管理の観点から極めて無責任と言わざるを得ません。災害復旧において県との円滑な調整を行い、市民の安全を守るためには引き続き佐渡市が責任を持って管理すべきです。よって、本議案には賛成いたしかねます。

議員各位におかれましては、慎重な御判断をいただき、本議案に反対されますよう強くお願い申し上げます。自分の反対討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第148号についての討論を終結いたします。

議案第148号 財産の無償譲渡について（佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第148号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

これより陳情第5号 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立なしであります。

陳情第5号を採択することは否決されました。

陳情第6号 地方創生施策における中高年層およびひとり親世帯の多様な雇用機会の確保と公的支援の柔軟な拡充を求める陳情についての委員長質疑に入ります。

荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 陳情第6号について、山本健二産業建設常任委員会委員長にお尋ねいたします。

この陳情は、当事者の社会的な立場を明らかにした上で、不利な立場にあるということで当事者がその直面された深刻な問題について解決を求め、あるいは改善を訴えてこのような陳情をされたと理解しています。これらを趣旨採択する、つまり当事者にとっては非常に深刻な問題のように文面で読み取れますが、これらを趣旨採択するということが一体どのように今後解決に導き出せるという議論が委員会の中であったのか、御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

本陳情は、当事者が直面した切実な問題について訴えられたものであり、そのお気持ちや問題意識については当委員会として十分に受け止めてはおります。一方で、企業の採用はあくまでも各企業の判断に委ねられるものであり、市の権限の及ぶ範囲ではありません。このため、陳情の趣旨には理解を示しつつも、陳情事項について市として具体的な対応を講じることは困難であることから、趣旨採択としたものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今の方向性は理解いたします。しかし、具体的に企業の名前は載ってはいないもの

の、その企業が佐渡市を通して国の交付金を使っているという点で公平性を担保してほしいということは具体的に読み取れるものであったと思います。その中で年齢について面接で触れられるというのは、これは全くどこの基準に付してもやはりおかしいということは、佐渡市を通して出されている補助金事業である限り、やはり議会でそれなりのことはアクションを起こすことはできる、可能であるというふうに思いますが、このような形の議論はいかがだったでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 企業名とかそういうのを書いてくれているか分かりませんが、調べようがありません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議会にはこれだけの能力あるのだということはきちんと市民の前に示したいと、私が委員長だったら思います。具体的な名前は分からなくても、そのような事例はあったでしょうかということ、これ恐らく大体どの事業なのかということは分かります。その事業を執行する事業者たちにアドバイスをする仕組みもあります。その中で、よもやこういうことが起きないだろうかも一度チェックしてくださいということ、委員会の中で担当課を通じて事業コンサルタントというか、する方々にお伝えすることはできると思います。この方が議員の中の直接お話しできる方が分かりませんが、議会としてこの一市民から出てきた陳情をできるだけ我々も解決して共に改善された住みやすい社会をつくっていくという姿勢、これは必要だと思いますが、今後どのように対応されますか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

調べようがない。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第6号についての委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第6号 地方創生施策における中高年層およびひとり親世帯の多様な雇用機会の確保と公的支援の柔軟な拡充を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

陳情第6号を趣旨採択することは可決されました。

これより陳情第7号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立なしであります。

陳情第7号を採択することは否決されました。

これより議案第141号、議案第146号、議案第148号、陳情第5号から陳情第7号までを除く産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第10号

○議長（金田淳一君） 日程第2、発議案第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君）

発議案第10号

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤 定
賛成者	〃	中 川 健 二
	〃	佐 藤 孝
	〃	室 岡 啓 史
	〃	佐々木 ひとみ
	〃	栗 山 嘉 男
	〃	村 川 拓 人

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えた。しかし、いまなお未救済の被害者が水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害補償法に基づき認定申請を行うなど、新潟水俣病は終わっていない。

その大きな要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもか

かわらず、救済制度の見直しが行われていないことや、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」）に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによるものである。

一方で、被害者は高齢化が進み、亡くなる方も後を絶たない。ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟では、原告146人中すでに38人が亡くなっており、被害者の「生きているうちの解決を」という訴えは切実である。

こうした状況を踏まえ、新潟県議会は水俣病被害者の救済は人道上の緊急課題であるとして、昨年6月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で採択し、政府・国会に提出した。また、被害者発生地域である新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を9月定例会で採択し、政府・国会に提出した。

しかるに、この一年、被害者団体と政府・環境省との協議はほとんど進展が見られず、このままでは、被害者が亡くなって水俣病が終息するというあってはならない非人道的な決着を迎えかねない状況にある。

新潟県は今年5月にも「水俣病被害者の早期救済や抜本的な救済制度の見直しに取り組むこと」を求め、要望書を環境省に提出し、5月末日の公式確認60年行事において花角新潟県知事は「被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言している。また、国会においても今年6月19日に超党派で「水俣病被害者救済新法案」が衆議院に提出され、秋の臨時国会において審議される予定である。

このように、新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題である。

よって、国においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。
 - 2 平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう被害者団体と協議するとともに、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立することを求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第11号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君）

発議案第11号

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤 定
賛成者	”	中 川 健 二
	”	佐 藤 孝
	”	佐々木 ひとみ
	”	栗 山 嘉 男
	”	村 川 拓 人

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

いま年金生活者は、異常な物価高が続く中で厳しい生活を強いられている。米は高値が続き、野菜などの生鮮食料品に加え、電気・ガス・灯油など生活に不可欠な品目の高騰も続いている。総務省の発表によれば、7月の全国消費者物価指数は1年前と比べて3.1%上昇し、物価上昇は47か月連続となっている。

一方、厚生労働省は2025年度の年金額を、物価が2.7%上昇しているにもかかわらず、マイナス0.8%分を差し引いた1.9%の引き上げにとどめた。物価に追いつかない年金額改定が続き、2013年度からの13年間で物価が14%上昇したのに対し、年金額の上昇は5.4%にとどまり、実質的価値は8.6%も目減りしている。この間、消費税は5%から10%へ引き上げられ、介護保険料や利用料、医療保険料や窓口負担も増加し、可処分所得は大きく減少している。

その結果、年金だけでは生活できず、老骨に鞭打って仕事に就く65歳以上の高齢者は912万人に達し、過去最多となった。働くことが困難な高齢者世帯は生活保護に頼らざるを得ない状況が広がり、生活保護

受給者の増加は自治体財政にも影響を及ぼしている。高齢者世帯に支給される年金の多くは消費に回されるため、年金減額は購買力の低下を通じて地域経済の冷え込みに直結する。さらに、住民税や介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付額にも影響を与える。また、年金の減額は若い世代の年金額の低下にもつながり、公的年金制度への不信を招きかねない。

先の国会で年金改革法が成立したものの、年金改善は4年後に先送りされた。現在の物価高騰下で苦境にある年金生活の改善には間に合わない状況である。異常な物価高が続く今こそ、直ちに物価上昇に見合う年金額の引き上げを行うことが、高齢者の生活安定と地域経済の活性化につながる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善すること。
- 2 若者も女性の高齢者も安心して老後を暮らせるように制度の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。若者から高齢者まで安心して老後を暮らせるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善することを求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第12号

○議長（金田淳一君） 日程第4、発議案第12号 地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第12号

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	山 本 卓
	”	駒 形 信 雄
	”	平 田 和太龍
	”	中 川 直 美
	”	中 川 健 二
	”	山 田 伸 之
	”	荒 井 眞 理

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書

厚生労働省の調査によれば、令和6年度決算で医業収支が赤字の施設の割合は、病院で6割、有床診療所で5割、無床診療所で4割となっている。医療機関の経営は極めて厳しい状況にあり、地域医療の最前線、最後の砦を守るため、医療機関への支援は最優先で取り組まなければならない課題である。

特に、僻地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度な医療など重要な役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれている。2024年度の公立病院の経常収支は3,952億円の赤字となっており、その赤字幅は前年度から1,853億円拡大し、過去最大である。

また、医療従事者の人員確保も課題である。厚生労働省の調査によれば、医療・福祉の1人平均賃金の改定率は産業全体の改定率を下回っている。賃上げに対応できなければ、医療機関が必要な人員を確保できなくなることが危惧される。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命が守れなくなるおそれがある。

よって、国においては、次の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

離島をはじめとする僻地医療の深刻な現状に鑑み、喫緊の課題として当該診療報酬の期中改定を行うとともに、次期診療報酬改定においては、医療従事者の人員確保に対応するため、物価高や人件費高騰に手厚く対応するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。離島をはじめとする僻地医療の深刻な現状に鑑み、喫緊の課題として当該診療報酬の期中改定を行うとともに、次期診療改定においては医療従事者の人員確保に対応するための物価高や人件費高騰に手厚く対応するよう強く求めるものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第12号 地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議会基本条例特別委員会の最終報告

○議長（金田淳一君） 日程第5、議会基本条例特別委員会の最終報告を行います。

委員長の報告を求めます。

議会基本条例特別委員長、山田伸之君。

〔議会基本条例特別委員長 山田伸之君登壇〕

○議会基本条例特別委員長（山田伸之君） 議会基本条例特別委員会最終報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告する。

1、活動の概要。本委員会は、(1)、議会基本条例の運用並びに(2)、議会改革を付託事項とし、令和6年4月30日、佐渡市議会第2回(4月)臨時会において発足した。

各付託事項における具体的な活動は、次のとおりである。

(1)、議会基本条例の運用。本件は、当委員会の前身である議会基本条例検討特別委員会から懸案事項として承継した事項である。

①、議会報告会及び市民意見交換会の開催方法。本件に関する経緯の部分は省略いたします。また、当委員会の意見につきましては、後段の総括で申し上げますので、これも省略いたします。

次に進みます。②、委員長報告の標準化。本件に関する経緯の部分は省略することとし、当委員会が確認した事項についてのみ読み上げます。当委員会が協議した結果、当市議会の委員会審査報告書において掲載してきた議案の概要については、会議規則上の記載要件ではないため他市議会では掲載されていないこと並びに当市議会では同一の内容が議員全員協議会及び議案の提案理由説明において繰り返し述べられていることなどから、今後はこれを削除することを確認した。このことは、後に議会運営委員会においても確認されている。

(2)、議会改革。議員定数。本件に関する経緯の部分については省略し、結果の部分について読み上げます。当委員会において議員定数に関する意見交換を実施したが、意見一致できなかった。そこで、本件に関する協議は終結することとし、3論併記の形で令和7年第2回(2月)定例会において中間報告し

た。その後、令和7年第3回（6月）定例会において、一部議員から議員定数を次期選挙より現在の21名から18名に改める内容の佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が発議され、令和7年6月30日、賛成多数で可決した。

2、総括。（1）、当委員会の役割の承継について。他市議会において、議会基本条例制定後、同条例の名を冠した委員会を継続している事例はまれである。当委員会において前期委員会の懸案事項は全て終了できたことも踏まえ、当委員会が果たした役割は各派代表者会議または議会運営委員会へ承継されるよう検討されたい。

（2）、議会報告会等の実施主体について。大多数の市議会において、議会報告会及び市民意見交換会の実施について、広報委員会が重要な役割を担っている。このことについても、当委員会解散後、早急に検討されたい。

（3）、議会基本条例第23条に基づく検証について。令和6年度評価においては、所定の検証シートを用いて各会派が5段階評価を行ったところである。次期評価においては、当該評価の判断基準について評価者の共通認識を醸成するなど、評価の客観性・妥当性を担保する措置を講ずるよう検討されたい。

添付資料の朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りします。議会基本条例特別委員会は、本日をもって廃止することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議会基本条例特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決定いたしました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和7年第6回（12月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本定例会におかれましては、提出議案に対して慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございます。

した。また、一般質問におきましては、市政全般にわたり多くの御質問をいただきました。地域の現状並びに課題、しっかりと整理をしながら市民サービスの向上、市政発展のために努めてまいります。

さて、毎年12月10日から16日まで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間として、全国各地において集会やパネル展などが開催されております。その中で、政府は13日に北朝鮮による日本人拉致問題に関するシンポジウムを東京都内で開催し、木原官房長官の挨拶の中で「拉致問題は決して過去の問題ではなく、今すぐ解決すべき現在進行形の問題であり、拉致問題の解決が高市政権にとって最重要課題、私が最後の拉致担当大臣になる強い覚悟を持って全力で取り組む」との心強いメッセージをいただいたところでございます。14日には、佐渡市主催の拉致被害者全員の即時一括帰国を願う署名活動を市内商業施設において実施し、曾我ひとみさんのお母様、ミヨシさんをはじめ、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国と拉致問題を考えるパネル展示を行わせていただきました。引き続き、拉致被害者全員の即時一括帰国のために国、県、関係者の皆様と連携し、取り組んでまいります。

続きまして、うれしい便りが続々と飛び込んでおります。総務省及び全国過疎地域連盟実施の令和7年度過疎地域持続的発展優良事例表彰において、佐渡市の歌見、黒姫、虫崎集落の若手農業者有志が結成しました市民団体「UKUU」の取組が、最高賞となる総務大臣賞を受賞いたしました。また、公益社団法人大日本農会実施の令和7年度農事功労者表彰において、農事改良などへの功績が顕著な方に贈られます緑白綬有功章を大石惣一郎氏が受賞されました。また次に、米・食味鑑定士協会実施の米・食味分析鑑定コンクール国際大会国際総合部門において、国内外約5,000点の中から最高賞となる金賞を株式会社naco様が受賞されました。これ出品されたお米は、主に西日本で栽培されている高温耐性品種「にこまる」でございます。佐渡市内の資源である酒粕やカキ殻を活用し、農薬、化学肥料を使わずに朱鷺と暮らす郷認証制度の要件を満たした上で生物多様性にも配慮したすばらしい栽培の結果でございます。いずれにおきましても、佐渡市の豊かな自然、地域資源を生かした持続可能な農業、過疎地域の発展、本当に心強い賞をいただいているというふうと考えております。我々もまた一緒に取り組みながら支えていきたいというふうと考えております。

また、子供たちも非常に活躍をしております。広島県で開催されます第34回全国小学生バドミントン選手権大会団体戦に男子児童2名、女子児童1名が出場します。また、東京都の明治神宮野球場で開催されます第21回日本プロ野球機構ジュニアトーナメントにオイシックス新潟アルビレックスジュニアチームのメンバーとして男子児童2名が出場します。中学生も実は大阪で開催されます第39回ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会に男子学生が1名出場いたします。すばらしい子供たちの活躍に、上位大会でのさらなる飛躍を期待し、子供たちに心からエールを送りたいと思います。

さて、この時期になりますと災害、佐渡においては湿雪による停電であったり、能登半島地震であったり、この冬の災害でございました。先般も青森で大きな地震があったということでございます。本当にこの冬を迎えるに当たり、もう一度市民の皆様も併せて防災のほうを、御自宅の防災の確認等をもう一度していただいで、備えあれば憂いなしといいますが、冬の備えに向けてぜひ取り組んでいただきたいというふうと考えております。また、あわせまして、本当に青森の地震における被災者の皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうと考えております。

結びになりますが、年末年始を間近に迎え、何かと慌ただしい時節柄でございます。議員の皆様、市民

の皆様におかれましては、健康にくれぐれも御留意いただき、よりよい新年をお迎えくださいますよう御
祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 林 純 一

署 名 議 員 中 川 健 二